

国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用保守業務
調達仕様書

令和 7 年 2 月

公益財団法人広島平和文化センター
(国立広島原爆死没者追悼平和祈念館)
公益財団法人長崎平和推進協会
(国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館)

目次

1	調達案件の概要に関する事項	3
(1)	調達件名	3
(2)	調達の背景	3
(3)	目的及び期待する効果	3
(4)	用語の定義	3
(5)	業務・システムの概要	4
(6)	契約期間	4
(7)	担当部署・連絡先	4
2	当該調達及び関連調達の調達単位、調達の方式等に関する事項	4
3	情報システムに求める要件に関する事項	5
4	作業の実施内容に関する事項	5
(1)	作業の内容	5
①	運用保守計画書及び運用保守実施要領の作成支援	5
②	定常時対応	5
③	障害・情報セキュリティインシデント発生時及び大規模災害等の発災時の対応 ..	6
④	情報システムの現況確認	6
⑤	運用保守作業の改善提案	6
⑥	引継ぎ	6
⑦	情報資産管理標準シートの提出	7
(2)	成果物の範囲、納品期日等	7
①	成果物	7
②	納品方法	8
③	納品場所	9
5	作業の実施体制・方法に関する事項	9
(1)	作業実施体制	9
①	両祈念館担当職員	11
②	借上げ受注者	11
③	システム運用・保守業者	12
④	広域回線保守業者	12
⑤	WEB サイト作成・改修業者	12
(2)	管理体制	12
(3)	作業要員に求める資格等の要件	13
(4)	作業場所	14
(5)	両祈念館の館内 LAN へのアクセス	14
(6)	作業の管理に関する要領	14
6	作業の実施に当たっての遵守事項	15
(1)	機密保持、情報・資料の取扱い	15
(2)	法令等の遵守	16
(3)	情報セキュリティ管理	17

(4) 情報セキュリティ監査.....	17
(5) 履行完了後の資料の取扱い	18
7 成果物の取扱いに関する事項	18
(1) 知的財産権の帰属	18
(2) 検査.....	18
(3) 契約不適合責任.....	19
8 再委託に関する事項.....	19
(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	19
(2) 承認手続.....	19
9 その他特記事項	20
(1) 前提条件.....	20
① 発注者（両祈念館）側の体制	20
② 原爆死没者追悼平和祈念館運営業務の業務・システム最適化計画.....	20
③ 令和5年度機器更改方針	20
(2) 環境への配慮	21
(3) その他	21
10 附属文書等.....	22
(1) 要件定義書等	22
(2) 応札希望者が閲覧できる資料.....	22
(3) 閲覧要領.....	22
(4) 契約締結後に開示する資料	22
○ 別紙・別添一覧	
別紙1 守秘義務に関する誓約書	
別添1 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムに係る要件定義書（令和7年2月）	
別添2 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム保守要件定義書（令和7年2月）	

1 調達案件の概要に関する事項

(1) 調達件名

国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用保守業務

(2) 調達の背景

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館（以下「広島祈念館」という。）及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館（以下「長崎祈念館」という。）が、最適化計画に基づき構築した国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムは、平成20年度から運用を開始し、5年ごとにシステムの機器更改を行っている。現情報システム機器等については、令和5年7月に新たに調達し、令和10年6月末まで、運用保守を実施するとともに、稼働を継続させることが必要となる。

(3) 目的及び期待する効果

令和5年7月の機器更改を契機に、次の観点によりシステムの改修を行っている。

- ・最新OSへの対応
- ・専用端末の統合化、遺影のマルチ大型映像装置など来館者操作性の向上

また、情報技術の進歩に応じた機器の見直し、サーバサービスおよび機能を集約し、必要サーバ台数を減らすなど、運用経費の削減を図るとともに、情報セキュリティ対策の見直しと徹底を行い、必要なセキュリティ対策を実現している。

本運用保守においてはこれらの機器上でサービスを提供する祈念館情報システムを関連業者との連携のもと、円滑な運用保守を行い、安定したシステムの稼働継続を実現することが本調達の目的である。

(4) 用語の定義

表1 用語の定義

用語	定義
国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム	国の電子政府推進計画に基づき、システムの最適化を実施して構築した広島祈念館及び長崎祈念館で運用する原爆死没者の氏名・遺影や被爆体験記を管理・展示する情報システム。「祈念館情報システム」と略す。
最適化計画	「原爆死没者追悼平和祈念館運営業務の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）2月20日厚生労働省行政情報化推進会議決定）
システム	令和5年7月に導入した情報システム機器等（ハードウェア及びソフトウェア）で稼働する祈念館情報システム
ハードウェア等	祈念館情報システムを構成するハードウェア、基本ソフトウェア、ネットワークをいう。
情報システム等館内LAN	祈念館情報システム、インターネット、職員情報共有及びOA業務が動作する祈念館内のLAN全般（以下「館内LAN」という。）

用語	定義
ＯＡ業務	祈念館情報システムで調達された機器によるＯＡ業務
営業日	土曜・日曜・祝祭日及び休館日を除く平日。ただし、受託業者が事前に営業日以外である旨を祈念館に通知して協議し、祈念館が承認した平日は除く。

(5) 業務・システムの概要

原爆死没者追悼平和祈念館は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第４１条の規定に基づき、原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、恒久の平和を祈念するための施設として、被爆地である広島と長崎に、国によって設置されたものである。（広島：平成１４年８月、長崎：平成１５年７月に開館）。

両祈念館の業務・システムの主な対象範囲は以下の通り。

- ① 追悼空間の整備や遺影・死没者名簿の管理等の平和祈念・死没者追悼業務
- ② 被爆関連や被爆医療関連の情報収集管理業務
- ③ 来館者等への情報提供や案内に関連するサービス業務
- ④ ①から③に係る広島祈念館及び長崎祈念館（以下「両祈念館」という。）で行われる業務
- ⑤ ①から④に係る業務を処理するシステム

(6) 契約期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで。

なお、本システムのライフサイクルとしては、契約期間終了後も別途調達を行い、令和１０年６月まで継続利用することを想定している。

(7) 担当部署・連絡先

本調達仕様書に関する問い合わせ先は以下のとおり。

〒７３０－０８１１

広島市中区中島町１番６号

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

０８２－５４３－６２７１

2 当該調達及び関連調達の調達単位、調達の方式等に関する事項

本調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期は次表のとおりである。

No	調達案件名	業務実施期間	調達の方式	補足
1	国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器等借上げ業務	令和６年４月 ～ 令和１０年６月	一般競争入札	調達済み
2	国立原爆死没者追悼平和	令和７年４月	一般競争入札	期間終了後もシス

	祈念館情報システム運用保守業務（本調達）	～ 令和 8 年 3 月		テムの運用保守業務の調達は別途行う。
3	祈念館情報システムの広島祈念館及び長崎祈念館の間の広域回線	随意契約	令和 5 年 7 月～	調達済

3 情報システムに求める要件に関する事項

本調達の実施に当たっては別添 1「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムに係る要件定義書」の各要件を満たすこと。

4 作業の実施内容に関する事項

(1) 作業の内容

本調達では、両祈念館における祈念館情報システム、館内 LAN、OA 業務及び情報システム全般の運用保守業務及びアプリケーションソフトウェアの改修業務を行う。

① 運用保守計画書及び運用保守実施要領の作成支援

ア 受注者は、両祈念館が情報システムの構成やライフサイクル等の中長期の作業を含む運用保守計画書及び運用保守実施要領を作成するに当たり、具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関する資料作成等の支援を行うこと。

イ 受注者は、両祈念館が定める運用保守計画書及び運用保守実施要領に基づき、運用保守実施計画書を作成し、両祈念館の承認を受けること。

② 定常時対応

ア 受注者は、別添 1「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムに係る要件定義書」の運用保守要件に示す定常時運用保守業務（システム操作、運転管理・監視、稼働状況監視、サービスデスク提供等）を行うこと。具体的な実施内容・手順は両祈念館が定める運用保守計画書に基づいて行うこと。

イ 受注者は、運用保守計画書及び運用保守実施要領に基づき、以下の内容について月次で運用保守作業報告書を取りまとめること。

(ア) 運用保守業務の内容や工数、作業時間等の作業実績状況

(イ) 情報システムの構成と運転状況（情報セキュリティ監視状況を含む）

(ウ) 情報システムの定期点検状況

(エ) 情報システムの利用者サポート、教育・訓練状況

(オ) リスク・課題の把握・対応状況

(カ) クラウドサービスを利用するとき、その利用状況（リソース使用量の変動、構成変更の実施状況等を含む。なお、クラウドサービスプロバイダから提供される管理ツール等により出力可能な情報があれば、当該情報を管理ツール等から出力したそのままの形で添付することとしても差し支えないが、グラフ化等、参照性の担保には配慮すること。）

ウ 受注者は、月間の運用保守実績を評価し、その分析を行うとともに、改善に向けた対応策を提案すること。また、クラウドサービスを利用するとき、リソース使用量の変動等を踏まえ、リソース最適化の観点からクラウドの運用保守に係る方針（オートスケールを利用する場合の変更条件・上下限值等を含む。）を変更すべき

と考えられる場合には、見直しのための対応策を提案すること。

エ 受注者は、運用保守作業報告書の内容について、月例の定期運用保守会議に出席し、その内容を報告すること。

③ 障害・情報セキュリティインシデント発生時及び大規模災害等の発災時の対応

ア 受注者は、情報システムの障害発生時（又は発生が見込まれる時）には、速やかに両祈念館に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、別添1「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムに係る要件定義書」の運用保守要件に示す障害発生時運用業務（障害検知、障害発生箇所の切り分け、保守事業者への連絡、復旧確認、報告等）を行うこと。なお、障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとし、被害の程度を把握するため、必要な記録類を事案対応終了時まで保存し、両祈念館の求めに応じて提出すること。具体的な実施内容・手順は両祈念館が定める運用保守計画書及び運用保守実施要領に基づいて行うこと。

イ 受注者は、情報システムの障害に関して事象の分析（発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等）を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を提案すること。

ウ 受注者は、大規模災害等の発災時には、両祈念館の指示を受けて、運用保守業務を実施すること。

④ 情報システムの現況確認

ア 受注者は、業務開始時及び情報資産管理標準シート変更時に運用保守計画書と情報システムの現況との突合・確認（以下、「現況確認」という。）を行い、現況確認結果報告書を提出すること。

イ 受注者は、現況確認の結果、運用保守計画書と情報システムの現況との間の差異がみられる場合は、運用保守実施要領に定める変更管理方法に従い、差異を解消すること。

ウ 受注者は、現況確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合は、当該条件への適合可否、条件等を調査の上両祈念館に報告すること。

エ 受注者は、現況確認において IPA の MyJVN バージョンチェッカを用いる等により、ソフトウェア製品のバージョンを確認し、その結果、サポート切れのソフトウェア製品の使用が明らかとなった場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の影響の有無等を調査の上、両祈念館に報告すること。

オ 受注者は、エにおける両祈念館への報告後、サポート切れのソフトウェア製品を更新した場合は、改めて両祈念館に報告すること。

⑤ 運用保守作業の改善提案

受注者は、年度末までに年間の運用保守実績を取りまとめるとともに、運用保守計画書、運用保守実施要領に対する改善提案を行うこと。

⑥ 引継ぎ

ア 受注者は、現行運用保守事業者からの引継ぎ事項について両祈念館から引継ぎを受けること。

イ 受注者は、次期運用保守事業者が円滑に業務を実施できるよう、以下の項目を明確にした引継書の案を作成し、両祈念館の承認を得ること。

・課題

- ・リスク引継ぎ事項
- ・改善提案引継ぎ事項
- ・案件特性及びシステム特性に伴う個別引継ぎ事項 等

ウ クラウドサービスを利用するとき、本システムでは、本契約の終了後に他の運用保守事業者が本システムの運用保守を受注した場合には、次期運用保守事業者が本システムの運用保守等を行うクラウドをそのまま継続利用することを想定している。そのため受注者は、本契約期間中に必要に応じて両祈念館、受注者、次期運用事業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で書面による契約等を行い、管理者権限の引き渡し等、次期運用保守事業者が契約開始日から円滑に業務を実施できるよう、クラウドサービスプロバイダとの契約内容や引継ぎ手順等を整備した資料を両祈念館に提出すること。

エ 受注者は、両祈念館が本システムの更改を行う際には、次期の情報システムにおける要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報やデータの提供及び質疑応答等の協力を行うこと。

ウ 受注者は、両祈念館が本システムの改修を行う際には、要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報やデータの提供及び質疑応答等の協力を行うこと。

⑦ 情報資産管理標準シートの提出

受注者は、次に掲げる事項について、記載した情報資産管理標準シートを運用保守実施要領において定める時期に提出すること。

ア 各データの変更管理

情報システムの運用保守において、開発規模の管理、ハードウェアの管理、ソフトウェアの管理、回線の管理、外部サービス（約款による外部サービス以外）の管理、施設の管理、公開ドメインの管理、取扱情報の管理、情報セキュリティ要件の管理、指標の管理の各項目についてその内容に変更が生じる作業をした時は、当該変更を行った項目

イ 作業実績等の管理

情報システムの運用中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由

(2) 成果物の範囲、納品期日等

① 成果物

本業務の成果物を次表に示す。

表3 成果物一覧

項番	成 果 物	提出期限	SLCP-JCF2013 のアクティビティ
1	● 運用保守実施計画書(運用保守体制図を含む、運用保守の月間及び年間の作業計画を記した資料)	令和7年4月初旬	3.1.1 運用の準備(運用プロセス) 2.6.1 プロセス開始の準備(保守プロセス)
2	● 運用保守手順書(運用保守の作業内容を網羅した資料)	令和7年4月初旬	3.1.1 運用の準備(運用プロセス) 2.6.1 プロセス開始の準備

			備(保守プロセス)
3	● 情報セキュリティ管理計画書	令和7年4月初旬	3.1.1 運用の準備(運用プロセス) 2.6.1 プロセス開始の準備(保守プロセス)
4	● ヘルプデスク報告書(ヘルプデスクへの問合せ内容及びその回答内容をまとめた報告書)	必要に応じて 随時 別途月1回	3.1.6 業務運用と利用者支援
5	● 稼動状況報告書(システムの稼動状況をまとめた報告書)	月1回	3.1.4 システム運用 3.1.7 システム運用の評価
6	● システム監視状況報告書(システムの監視内容と監視結果をまとめた資料)	令和7年4月上旬(監視内容) 月1回(監視結果)	3.1.4 システム運用 3.1.7 システム運用の評価
7	● 障害対応状況報告書(障害の内容及びその対応内容をまとめた報告書)	必要に応じて 随時 別途月1回	2.6.2 問題把握及び修正の分析
8	● システム維持管理業務報告(ユーザ情報、組織情報、稼働環境情報、機器等の資源情報、ライセンス情報の状況(追加・変更・削除)をまとめた資料)	必要に応じて 随時 別途月1回	3.1.4 システム運用
9	● 保守状況報告書(緊急、定期、予防保守の項目とその内容をまとめた報告書)	必要に応じて 随時 別途月1回	2.6.2 問題把握及び修正の分析
10	● 情報セキュリティ対策履行状況報告書	必要に応じて 随時 別途月1回	3.1.7 システム運用の評価 2.6.2 問題把握及び修正の分析
11	● 技術支援業務報告書	必要に応じて 随時 別途月1回	3.1.7 システム運用の評価 2.6.2 問題把握及び修正の分析
12	● 議事録 会議の内容を記録した報告書	会議開催後、 3営業日以内	1.2.4.6 プロジェクト管理計画の具体化と実施

② 納品方法

文書類の納入成果物については、次の形態、数量で納入すること。

ア 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。

イ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領(昭和27年4月4日内閣閣甲第16号内閣官房長官依命通知)」に準拠すること。

- ウ 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本産業規格（J I S）の規定に準拠すること。
- エ 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体（C D-R等）により作成し、両祈念館から特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正1部・副1部、電磁的記録媒体は2部を納品すること。
- オ 紙媒体での納品を求める場合の用紙のサイズは、原則として日本産業規格（J I S）A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格（J I S）A列3番を使用すること。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバイнда方式とすること。
- カ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft 365 の Word、同 Excel、同 PowerPoint で読み込み可能な形式、又は PDF 形式で作成し、納品すること。ただし、両祈念館が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受注者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。
- キ 納品後、両祈念館において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ク 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、両祈念館の承認を得ること。
- ケ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- コ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

③ 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、両祈念館が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

- ア 広島市中区中島町1番6号
国立広島原爆死没者追悼平和祈念館
- イ 長崎市平野町7番8号
国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館

5 作業の実施体制・方法に関する事項

(1) 作業実施体制

以下に、両祈念館における管理体制を示す。

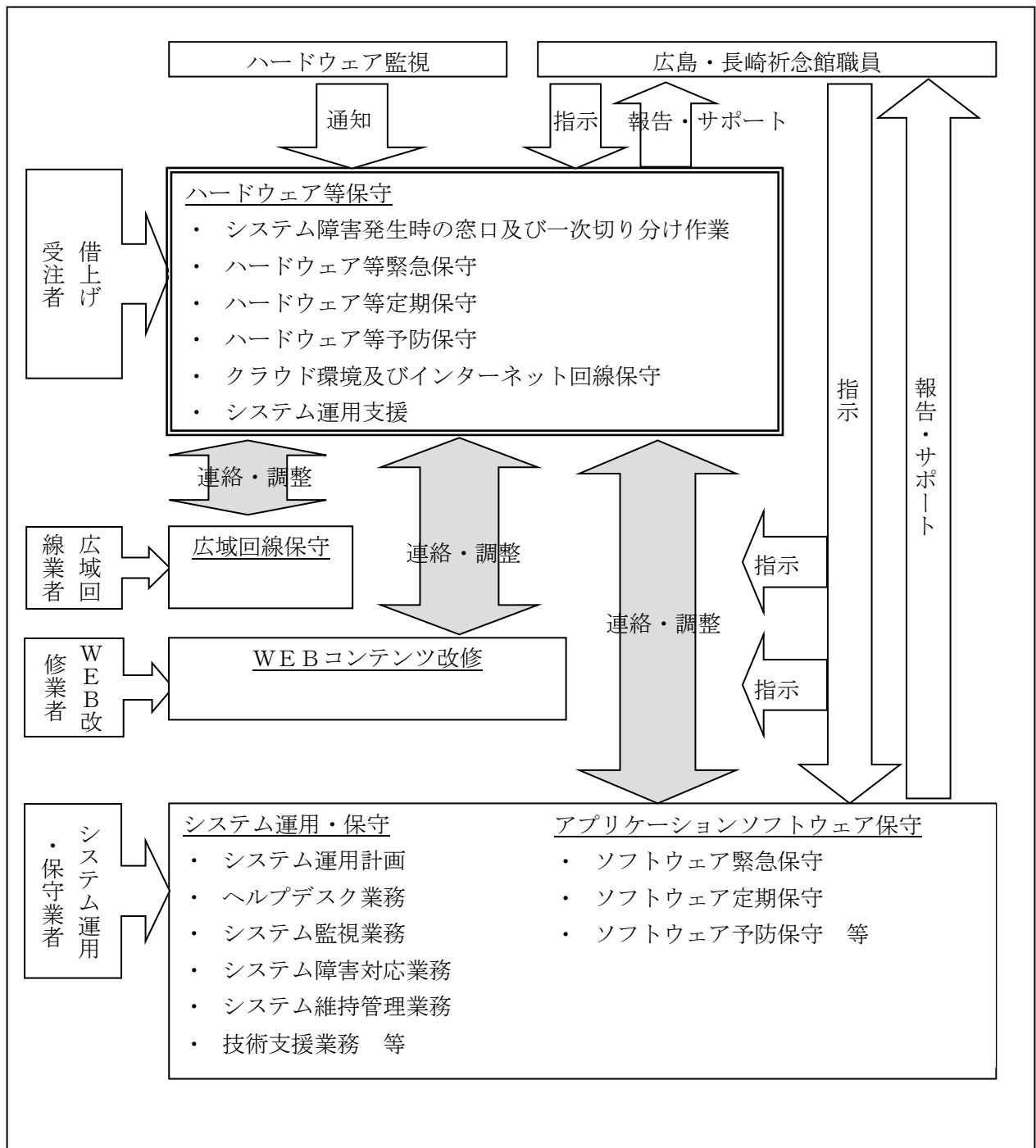
表4 両祈念館における管理体制

区分	配置単位	役割
システム全体管理者	両祈念館で1名 (広島祈念館館)	両祈念館のシステムを総括して管理し、受注者への連絡・調整及び受注者からの報告を担

	長)	当
システム管理者	各祈念館に1名 (広島祈念館館長、長崎祈念館館長)	各祈念館でのシステムの総括を担当し、システム全体管理者との連絡・調整及び受注者からの報告を担当
運用管理担当者	各祈念館に1名 (広島祈念館副館長、長崎祈念館事業課長)	各祈念館での運用管理を担当し、システム管理者との連絡・調整を担当
情報管理担当者	各祈念館に2名 (システム担当者)	各祈念館での情報管理を担当し、システム管理者との連絡・調整を担当

システムの運用・保守体制については、次のとおりである。受注者は、両祈念館の指示に従うとともに、関連業者と連携・協力し、円滑に作業を実施すること。

図1 システムの運用・保守体制



① 両祈念館担当職員

進捗状況等プロジェクト管理に関する詳細や成果物等に関する確認、承認作業及び厚生労働省との調整作業を行う。

② 借上げ受注者

別途調達する祈念館情報システム機器等（ハードウェア、基本ソフトウェア）の賃貸、搬入、設定、リモート監視システムの構築、データ移行作業、また、システ

ム運用開始後のハードウェア、基本ソフトウェアの保守を行う。

③ システム運用・保守業者

本調達仕様書に示す要件に基づく役務を行う。両祈念館における祈念館情報システム、館内LAN、OA業務及び情報システム全般の運用・保守業務及びアプリケーションソフトウェアの改修業務を行う。

④ 広域回線保守業者

別途調達する両祈念館間の広域回線の運用保守を行う。

⑤ WEB サイト作成・改修業者

別途調達する両祈念館及び平和情報ネットワークのWEBサイトの作成、改修及び保守を行う。

受注者は、業務受注後、運用保守実施計画書にて作業体制を構築し、体制図及び要員計画を提示し、承認を得て業務を進めること。また、受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。

(2) 管理体制

- ① 本業務の実施にあたり、両祈念館の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。
- ② 本システムに両祈念館の意図しない変更が行われる等の不正が見つかった時（不正が行われていると疑わしい時も含む）に、追跡調査や立入検査等、両祈念館と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。
- ③ 当該管理体制を確認する際の参照情報として、資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- ④ 受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次に掲げる体制を確保し、当該体制を確保していることを証明するため、両祈念館に対し「情報取扱者名簿」（当該業務に従事する者のうち、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者の名簿をいう。業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）、「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」（業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）及び「業務従事者名簿」（当該業務に従事する者の名簿をいう。）を提出すること。
- ⑤ 受注者は、④の「情報取扱者名簿」、「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」及び「業務従事者名簿」に変更がある場合は、あらかじめ両祈念館に申請を行い、承認を得なければならないこと。
- ⑥ 受注者は、本業務で知り得た情報について、両祈念館が承認した場合を除き、受

注者の役員等を含め、情報取扱者以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。
受注者は、本業務で知り得た情報について、両祈念館が承認した場合を除き、受注者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受注者以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。

- ⑦ 本業務の「作業計画書」を作成し、両祈念館に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。
- ⑧ 本業務の実施に当たっては、各作業工程別に責任者を定めるとともに、調査票等の管理に万全を期さなければならない。また、個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録すること。さらに、本業務の責任者の職名・氏名、作業の従事人数及び個人情報の管理状況について、あらかじめ書面で両祈念館に提出すること。
- ⑨ 本業務の進捗状況について、定期的に書面等で報告すること。また、両祈念館が求めた場合にあっては、速やかに報告すること。

(3) 作業要員に求める資格等の要件

- ① 受注者における遂行責任者は、大規模システムの設計・開発の遂行責任者としての経験を有すること。また、E V Mによる進捗管理に精通し、経験を有すること。
- ② 受注者における遂行責任者は、情報処理の促進に関する法律（昭和45年5月22日法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、両祈念館の理解を得ること。）。
- ③ チームリーダーは、情報システムの設計・開発又はシステム基盤導入の経験年数を5年以上有すること。また、その中でリーダークラスとしての経験を有すること。
- ④ 設計・開発に関わるメンバーのうち、情報システムの設計・開発等の情報処理業務の経験年数が5年以上の者又は同等の実績を有する者を2分の1以上配置すること。
- ⑤ 設計・開発を行う担当者には、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、次に掲げる試験区分の合格者を1名以上必要な人数含むこと。なお、同一人が全ての試験区分に合格していることを求めるものではない。
 - ア システムアーキテクト試験
 - イ データベーススペシャリスト試験
 - ウ ネットワークスペシャリスト試験
- ⑥ 設計・開発を行う担当者には、情報処理の促進に関する法律（昭和45年5月22日法律第90号）第15条の規定に基づく情報処理安全確保支援士の登録を受けている者を1名以上含むこと。
- ⑦ 業務の対象となる情報システムは、データベースについては「MySQL」、開発言

語については「VB.NET」を使用しているので、設計・開発を行う担当者には、次に示す技術・経験を有する者を2分の1以上配置すること。

ア 図書館・博物館・美術館等における、収蔵物管理システムの構築経験を有すること。

イ 前述のソフトウェア製品を利用したアプリケーション開発経験を有すること。

ウ VB.NET の開発経験を3年以上有すること。

(4) 作業場所

- ① 本業務の履行状況を監督するため、両祈念館担当者は、受注者の作業場所やデータ保管場所の立入調査を行うことができるものとする。ただし、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合については、クラウドサービス業者との契約内容にセキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって、立入調査に代えることができることとする。
- ② 本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて両祈念館が現地確認を実施することができるものとする。
- ③ 両祈念館内での作業は、必要な規定の手続を実施し承認を得ること。
- ④ 両祈念館が緊急招集した場合は、指定する場所に2時間以内に参集できること。
- ⑤ 本業務の作業場所等については、以下の要件を満たすこと。両祈念館が求める場合はそれがわかる資料を提出すること。
 - ・ 作業場所及び作業に必要となる設備・機器、備品及び消耗品等は、受注者の責任において用意すること。また、作業場所及び設備・機器については、併せて写真も添付すること。
 - ・ 本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。
 - ・ 作業場所及びデータの保管場所における情報漏えいを防ぐため入退室管理等の対策が講じられていること。
 - ・ 資料を保管する鍵付きの棚を用意すること。
 - ・ 本業務で使用する機器に対し必要なセキュリティ対策等が講じられていること。

(5) 両祈念館の館内 LAN へのアクセス

受注者による祈念館情報システム等館内 LAN へのアクセスについては、これを許可する。これにより、機器の死活管理、ディスクの使用状況及び障害の発生状況等の遠隔監視を行うものとする（リモート監視システムの構築は、別途調達の「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器等借上げ業務」で行う。）。

なお、アクセスの実施にあたっては、前記(1)に記載するシステム全体管理者及びシステム管理者に、事前にそのアクセス方法を説明し許可を得ること。また、情報の漏えいや改ざん等に対し適切なセキュリティ対策を実施すること。

(6) 作業の管理に関する要領

- ① 受注者は、両祈念館が承認した運用保守実施計画書に基づき、受注業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- ② 受注者は作業の進捗状況等を報告するため、両祈念館と会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を運用実施計画書に記載すること。その他、両祈念館より会議への出席要請があれば出席することとし、関連する資料及び議事録等の作成を行うこと。会議としては、両祈念館が出席する会議と、厚生労働省及び関係者並びに両祈念館が出席する会議を次のとおり予定している。

会議名称	開催回数	想定参加者
定例会議	13 回/年	広島祈念館・長崎祈念館・本調達受注者・借上げ受注者
合同会議	必要に応じて開催	広島祈念館・長崎祈念館・本調達受注者・借上げ受注者
調整会議	必要に応じて開催	厚生労働省・広島祈念館・長崎祈念館・本調達受注者・借上げ受注者

合同会議や調整会議の開催場所、日時等は祈念館と協議調整の上、決定するものとする。

上記会議には受注者の担当者が必ず出席すること。再委託先事業者のみの出席は認めない。

- ③ 情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、両祈念館にその問題の内容について報告すること。

6 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 機密保持、情報・資料の取扱い

- ① 受注者は、受注業務の実施の過程で両祈念館が提供した情報・資料（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示及び作成した情報・資料を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。なお、両祈念館が提供した情報、資料を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、承認を得ること。
- ② 受注者は、本受注業務を実施するに当たり、両祈念館が提供した情報・資料については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ・複製はしないこと。
 - ・受注者組織内に移送する際は、暗号化や施錠等適切な方法により、情報セキュリティを確保すること。また、両祈念館との調整等に必要な場合及び返却時以外は原則として、受注者組織外に持ち出さないこと。
 - ・個人情報等の重要な情報が記載された情報・資料に関しては、原則として社外に持ち出さないこと。
 - ・受注者組織内で作業を行う場合には、作業を行う施設は、IC カード等電磁的管理による入退館管理がなされていること。
 - ・作業を行う施設内の作業実施場所は、IC カード等電磁的管理による入退室管理

がなされていること。

- ・電磁的に情報・資料を保管する場合には、当該業務に係る体制以外の者がアクセスできないようアクセス制限を行うこと。また、アクセスログにより不審なアクセスがないかの確認を行うこと。
 - ・情報・資料を保管する端末やサーバ装置等は、受注者の情報セキュリティポリシー等により、サイバー攻撃に備え、ウイルス対策ソフト、脆弱性対策及び検知・監視等の技術的対策が講じられ、適切に管理・運用される必要があるため、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準や厚生労働省情報セキュリティポリシーに準拠し、管理等することとし、準拠した対応ができない場合は、代替のリスク軽減策を講じ、両祈念館の承認を得ること。
 - ・用務に必要ななくなり次第、速やかに両祈念館に返却すること。
 - ・受注業務完了後、両祈念館が提供した情報・資料を返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を両祈念館へ提出すること。
- ③ 機密保持及び情報・資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、両祈念館が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。
- ④ 本業務で作成したデータ等については、業務の終了に伴い不要となった場合又は両祈念館から廃棄又は抹消の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄又は抹消すること。なお、受注者が用意するヘルプデスク機材や開発・運用機材等のうち、個人情報を取り扱う場合を含むものとする。実施方法等については、作業実施計画書（別添様式1）により両祈念館の承認を得た上で速やかに実施し、実施後においては作業完了報告書（別添様式2）を両祈念館に速やかに提出すること。また、情報セキュリティ管理計画書又は運用保守実施計画書（以下「情報セキュリティ管理計画書等」という。）において作業実施計画書に相当する内容が記載されている場合は、情報セキュリティ管理計画書等を作業実施計画書に代えても差し支えない。

(2) 法令等の遵守

- ① 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「国立広島原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用管理規程」の最新版を遵守すること。なお、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「国立広島原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用管理規程」は非公表であるが、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているので、必要に応じ参照すること。「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「国立広島原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用管理規程」の開示については、契約締結後、受注者が担当職員に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。
- ② 受注業務の実施において、現システムの設計書等を参照する必要がある場合は、作業方法等について両祈念館の指示に従い、秘密保持契約を締結する等した上で、作業すること。作業場所は、両祈念館内とすること。
- ③ 受注者は、受注業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連

する法令等を遵守すること。

(3) 情報セキュリティ管理

受注者は、情報セキュリティ対策として、以下を含む情報セキュリティ管理計画書(案)を提出すること。

また、契約締結後、本調達仕様書「4(1)③障害・情報セキュリティインシデント発生時及び大規模災害等の発災時の対応」、「5(2)管理体制の項番④⑤⑥」及び「6作業の実施に当たっての遵守事項」において記載した情報セキュリティ要件を満たす情報セキュリティ管理計画書を提出し、両祈念館の承認を受けた上で、それに基づき情報セキュリティ対策を実施すること。なお、両祈念館は実施状況について、随時、実地調査できるものとする。

- ① 両祈念館から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- ② 本業務の実施に当たり、受注者又はその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が情報システムのハードウェアやソフトウェア等に加えられないための管理体制が整備されていること。
- ③ 受注者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- ④ 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- ⑤ 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、両祈念館へ報告すること。
- ⑥ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、両祈念館の承認を受けた上で実施すること。
- ⑦ 両祈念館が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。
- ⑧ 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように情報セキュリティ管理計画書に記載された措置の実施を担保すること。
- ⑨ 両祈念館から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- ⑩ 両祈念館から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
- ⑪ 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに両祈念館に報告すること。

(4) 情報セキュリティ監査

- ① 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、両祈念館が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、両祈念館がその実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)を定めて、情報セキュリティ監査を行う(両祈念館が選定した事業者による外部監査を含む。)
- ② 受注者は、両祈念館から監査等の求めがあった場合に、速やかに情報セキュリテ

ィ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示し、監査を受け入れること。

- ③ 受注者は自ら実施した外部監査についても両祈念館へ報告すること。
- ④ 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。
- ⑤ 業務履行後において当該業務に関する情報漏えい等が発生した場合であっても、監査を受け入れること。

(5) 履行完了後の資料の取扱い

受注者は、両祈念館から提供した資料又は両祈念館が指定した資料の履行完了後の取扱い（返却、削除等）について、本仕様書の定めその他、両祈念館の指示に従うこと。

7 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ① 調達に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、受注者が調達の情報システム開発の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、両祈念館が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全て両祈念館に帰属するものとする。また、両祈念館は、納品された当該プログラムの複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- ② 本件に係り発生した権利については、受注者は著作権人格権を行使しないものとする。
- ③ 調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受注者は当該既存著作物の使用に必要な費用負担或使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、受注者は、事前に当該既存著作物の内容について両祈念館の承認を得ることとし、両祈念館は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ⑤ 調達に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら両祈念館の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、両祈念館は係る紛争の事実を知った時は、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずる。

(2) 検査

- ① 本調達仕様書「4(2)①成果物」に則って、成果物を提出すること。その際、両祈

念館が指示する場合には、別途品質保証が確認できる資料を作成し、成果物と併せて提出すること。

- ② 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納入すること
- ③ 本調達仕様書「4(2)①成果物」に依る以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態に保っておくこと。
- ④ 特段の事情がない限り、受注者においても全数検査又はサンプル検査を行うこと。

(3) 契約不適合責任

- ① 両祈念館は、本調達仕様書「7(2)検査」に規定する納品検査に合格した成果物を受領した後において、契約不適合を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を受注者に通知した場合は、次のア、イのいずれかを選択して請求することができ、受注者はこれに応じなければならない。なお、両祈念館は、受注者に対してイを請求する場合において、事前に相当の期間を定めて本項の履行を催告することを要しないものとする。

ア 両祈念館の選択に従い、両祈念館の指定した期限内に、受注者の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。

イ 直ちに代金の減額を行うこと。

- ② 両祈念館は、前項の通知をした場合は、上記ア、イに加え、受注者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- ③ 受注者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、上記1の通知期間を経過した後においてもなお上記①、②を適用するものとする。

8 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

受注者は、受注業務の全部又は受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者（受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。

受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本調達仕様書が定める受注者の債務を、再委託先事業者も負うよう必要な処置を実施すること。

また、再委託先事業者の対応について最終的な責任を受注者が負うこと。

(2) 承認手続

受注業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を提出し、承認を受けること。

当初申請内容に変更が生じた場合は「再委託に係る変更承認申請書」を提出するこ

と。

再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合は、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を提出すること。

9 その他特記事項

(1) 前提条件

① 発注者（両祈念館）側の体制

受注者は、業務の実施にあたり、両祈念館にコンピュータシステムの専門職員がいないことを前提に、本調達業務を実施すること。

② 原爆死没者追悼平和祈念館運営業務の業務・システム最適化計画

祈念館情報システムは、国の電子政府推進計画に基づき、システムの最適化を実施して構築した広島祈念館及び長崎祈念館で運用する原爆死没者の氏名・遺影や被爆体験記を管理・展示する情報システムである。

本業務の実施に当たっては、受注者もこの原爆死没者追悼平和祈念館運営業務の業務・システム最適化計画に従うこと。

③ 令和5年度機器更改方針

令和5年度機器更改では、最小限のシステム改修を行うことで、従来の安定性を確保し、信頼性の高いシステムとなることを目指し実現したものであり、祈念館情報システムは令和10年度までこの更改した機器を利用する。

また、「デジタル・ガバメント中長期計画」に沿って運用経費3割削減の実現と、近年のサイバー攻撃に対するセキュリティ対策を実現している。

令和5年度に実施し現在運用している機器の運用方針を以下に示す。本業務の実施に当たっては、受注者もこの方針に従うこと。

ア サーバ機器の冗長化、仮想化及び各館個別導入

システムを安全に継続稼働させるために、サーバを冗長化し、仮想化構成で各館個別に導入している。また、インターネット系システム（Webサーバ、メールサーバ等インターネットサーバ群および、ファイアウォール、IPS）についてはセキュリティ対策の観点からランサムウェア等、インターネットからの脅威に対応するシステムを構築している。

イ 最新OSへの対応

基本ソフトウェアを安定稼働させるため、運用期間中サポート可能なOSを利用している。端末はWindows11 Professional、サーバはWindows Server 2022、およびRed Hat Enterprise Linux 9で構成している。

ウ 専用端末の統合化

「遺影検索」「収蔵資料」「図書」「被ばく医療」「証言音声」のコーナー毎に異

なる展示を、運用に応じてどの端末からでも利用できるように統合メニューに切り替え集約できるシステムとしている。

- ・広島：遺影検索、収蔵資料、図書、被ばく医療
- ・長崎：遺影検索、収蔵資料、図書、被ばく医療、証言音声

エ 遺影のマルチ大型映像装置

長崎祈念館地下2階の追悼空間前室は遺影を表示する3面マルチ大型映像と氏名を表示するテーブル型の6面映像を撤去し、8面マルチ大型映像に集約し、画面数を増やすことでループ再生にかかる待ち時間を短縮する。

併せて遺影・手記閲覧室に設置されている遺影検索の機能を移設し、マルチ大型映像への遺影投影時間の検索を可能にし、より遺族の方への情報提供を使いやすくする。

オ 展示解説装置のスタンドアローン化

広島祈念館地下1階の企画展示室は近年、借用資料の展示機会が増加し、祈念館の収集資料管理システム外の一時的な情報登録のニーズが高まっていることから、既存の収集資料管理システムから切り離し、企画展の内容に応じた情報登録・内容更新を容易にするため、企画展用の情報検索端末としてスタンドアローン化を行う。

カ 来館者操作性の向上

来館者が容易かつ直観的な操作ができるように展示システムの操作性を実現し、来館者操作性の向上を行っている。

キ セキュリティ対策の強化

令和4年度に実施された厚生労働省情報セキュリティ監査結果及び情報資産管理の評価結果を踏まえ、指摘事項等への対応を行った強固なセキュリティ対策を実現している。

(2) 環境への配慮

- ① 調達に係る納品物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。
- ② 導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。
- ③ 受注者は、政府の電力需給対策を踏まえた作業環境や作業手順等を検討し、両祈念館の承認を得た上で実施すること。

(3) その他

- ① 厚生労働省が両祈念館に対して指導、助言等を行った場合には、受注者もその方針に従うこと。

- ② 受注者は、デジタル・ガバメント推進に係る政府の各種施策・方針等(今後出されるものを含む)に従うこと。
- ③ この仕様書に記載のない事項については、両祈念館と協議のうえ決定する。
- ④ 現システムを利用して業務を行う場合は、両祈念館へ承認を得ること。両祈念館で業務に影響があると判断した場合は、業務時間外で実施すること。また、翌日の業務開始には正常動作を確認すること。

10 附属文書等

(1) 要件定義書等

次の附属文書を参照すること。

別添 1 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムに係る要件定義書（令和 7 年 2 月）

別添 2 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム保守要件定義書（令和 7 年 2 月）

(2) 応札希望者が閲覧できる資料

入札期間中に開示予定の応札希望者が閲覧できる資料は、以下のとおり。

- ・ 国立原爆死没者追悼平和祈念館 追悼平和祈念館情報システム機能設計書
- ・ 国立原爆死没者追悼平和祈念館 追悼平和祈念館情報システム詳細設計書
- ・ 国立原爆死没者追悼平和祈念館 追悼平和祈念館情報システム改修設計書
- ・ 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器等借上げ業務仕様書
- ・ 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム機器更改調査研究業務システム対応調査結果報告書
- ・ その他必要と考えられる資料等

(3) 閲覧要領

応札希望者が資料の閲覧を希望する場合は、公告期間中に本調達仕様書「1 (8) 担当部署・連絡先」に事前に連絡し了承を得た上で、別紙 1 「守秘義務に関する誓約書」を提出した場合に閲覧を許可する。なお、別紙 1 「守秘義務に関する誓約書」の提出は閲覧当日でよい。

(4) 契約締結後に開示する資料

契約締結後に開示する資料は以下のとおり。

- ・ 厚生労働省情報セキュリティポリシー
- ・ 国立広島原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用管理規程